



# 町農業委員会委員選挙

## 2月15日に告示 20日が投票日です



農家の皆さん  
棄権することなく  
貴重な一票を

任期満了（2月28日）に伴う町農業委員会委員選挙が、15日告示、20日投票で行われます。町の農業の進むべき方向や農業振興について審議する人を選ぶ大切な選挙です。農家の皆さんは棄権することなく、投票に出掛けましょう。

■期日前・不在者投票  
投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行などで投票に行けない人は、事前に期日前投票・不在者投票をしてください。

◇期間 2月16日～19日  
午前8時半～午後8時

◇告示日 2月15日（金）  
◇投票日 2月20日（水）  
◇投票時間 午前7時～午後6時

◇場所 役場2階特別会議室  
◆問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（☎82-3111内線418）へどうぞ。

### ■投票できる人

平成24年3月31日確定の農業委員会選挙人名簿に登録されている人で、後選挙権がある人には、後日入場券を配布します。投票する際には忘れずに持参してください。

### ■投票の方法

投票用紙に候補者1人の氏名を書く方式です。候補者氏名以外のことを書くこと無効になりますので、気をつけましょう。

### ◆各地区の投票所

| 投票区名 | 投票所               |
|------|-------------------|
| 山田   | 山田投票区 関口農業担い手センター |
| 船越   | 第1投票区 船越防災センター    |
|      | 第2 " 大浦漁村センター     |
| 織笠   | 第1 " 猿神農業担い手センター  |
|      | 第2 " 田子の木生活改善センター |
| 大沢   | 大沢投票区 ふるさとセンター    |
| 豊間根  | 第1投票区 豊間根生活改善センター |
|      | 第2 " 荒川農業構造改善センター |
|      | 第3 " 上豊間根自治交流会館   |

## 学区外通学・区域外就学 希望する方は申請を

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学校以外の町内の学校へ児童生徒を通学させたい場合（学区外通学）や町外の学校へ通学させたい場合（区域

外就学）には申請が必要です。下記のいずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は町学校教育課に申請してください。

ただし、学区外通学および区域外就学とも、通学方法について保護者が責任を持つ場合に限り認められます。申請方法やご相談など詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町学校教育課総務係（☎82-3111内線313）へどうぞ。

|      | 学区外通学  | 区域外就学   |
|------|--|---|
| 許可事由 | ①学年途中に通学区域外に転居したとき   | ①学年途中に町外に転出したとき   |
|      | ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき                  | ②入学後に山田町内に転入の予定があり、転入するまでの間、現住所から転入予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき                    |
|      | ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき        | ③町内の特別支援学級に入級していた児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村内の学校に特別支援学級がないため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望するとき |
|      | ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき   | ④国立もしくは私立の小学校または中学校に入学する場合  |
|      | ⑤就学指定校に特別支援学級がないため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき                      | ⑤そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不応、児童虐待など）        |
|      | ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不応、児童虐待など） |   |